

公安委員会に対する苦情等の申出に係る事務の取扱いに関する訓令

〔最終改正 令和 8. 2. 20 京都府警察本部訓令第 2 号〕

（目的）

第 1 条 この訓令は、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条の規定による苦情（以下「警察法に規定する苦情」という。）、警察法に規定する苦情以外の苦情及び要望、意見等の申出が行われた場合における事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察法に規定する苦情 京都府警察職員（同法第 61 条の 3 第 4 項に規定する重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された警察官を除く。以下「警察職員」という。）が職務執行において違法、不当な行為をしたり、すべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満（明らかに警察の任務とはいえない事項についての不作為を内容とするもの及び一般論としての苦情、提言、悲憤慷慨等を除く。）を、公安委員会を名あて人としてその様式を問わず文書（電子メール・ファクシミリによるものを除く。）で申出をされた苦情をいう。
- (2) 警察法に規定する苦情以外の苦情 公安委員会を名あて人とする前号の警察法に規定する苦情には該当しない苦情（電子メール・ファクシミリによるものを含む。）をいう。
- (3) 要望、意見等 公安委員会を名あて人とする前 2 号の苦情のいずれにも該当しない要望、意見等をいう。

（警察法に規定する苦情の受理）

第 3 条 所属長は、公安委員会を名あて人とする警察法に規定する苦情の申出に係る文書（以下「苦情申出書」という。）の提出を受け付けた場合は、次の各号に掲げる記載等の有無を確認の上、これらを満たしている場合は、それを受理するものとする。

- (1) 申出者の氏名、住所及び電話番号が記載されていること。
 - (2) 申出者が住所以外の連絡先への対応の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号の記載がされていること。
 - (3) 警察法に規定する苦情の申出の原因となった職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要が記載されていること。
 - (4) 警察法に規定する苦情の申出の原因となった職務執行により、申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容が記載されていること。
- 2 所属長は、前項の規定による確認により、苦情申出書の記載事項に不備を認めた場合は、苦情の申出者に補足説明を求め、又は電話等による補充調査を行うなどして補正を行った上で、これを受理するものとする。
- 3 所属長は、苦情の申出者が苦情申出書を作成することが困難であると認める場合には、広聴

相談に関する訓令（令和7年京都府警察本部訓令第1号）第5条に規定する広聴責任者等に、当該苦情の申出者の口頭による陳述を聴取させ、苦情申出書を代書させて受理するものとする。この場合、苦情申出書を代書した職員は、苦情の申出者に当該代書をした苦情申出書を読み聞かせ、又は閲読させて誤りのないことを確認するとともに、自己の所属、官職及び氏名を記載するものとする。また、通訳その他の者を立ち会わせたときには、その者の氏名を記載するものとする。

- 4 所属長は、警察法に規定する苦情の申出があった場合において、当該苦情の申出が行政不服申立ての対象となるものであるときは、申出者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てを行うことが可能であることを教示するものとする。
- 5 前項の場合において、申出者が警察法の規定による苦情の申出による対応を求める場合には、所属長は第1項から第3項までに定めるところにより、それを受理するものとする。
- 6 第1項から第3項まで及び第5項の規定による苦情申出書の受理をした場合は、苦情申出書等受理簿（別記様式第1）に所要事項を記載してその概要等を明らかにしておくものとする。
（警察法に規定する苦情の対応）

第4条 所属長（総務課長を除く。第10項及び第11項並びに第5条第2項及び第10項において同じ。）は、前条の規定により苦情申出書を受理した場合において、その内容に緊急性があると認めるときは速やかに、それ以外のものは遅滞なく総務課長と協議の上、総務課長に苦情申出書等受理簿の副本及び苦情申出書の正本を送付（副本を所属に保管）するとともに、事実関係の調査その他必要とされる対応を行い、その状況等を総務課長に逐次連絡するものとする。

- 2 所属長は、警察法に規定する苦情の申出があった場合において、当該苦情の申出に係る内容が速報に関する処理要領について（昭和41. 11. 22：1京務第1364号）の例規通達及びその他の規程（以下「他の規程」という。）により報告の対象とされているものであるときは、他の規程に基づく報告を徹底するものとする。
- 3 総務課長は、第1項の規定による協議があった場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告の上、その指揮を受けて必要な対応を行うものとする。
- 4 総務課長は、前条の規定により苦情申出書を受理した場合は、本部長に報告の上、その指揮を受けて関係する所属長と協議の上、必要な対応が行われるようにするものとする。
- 5 総務課長は、苦情申出書の整理等に当たるとともに、本部長の命を受け公安委員会の指示を体した報告が行われるよう補佐するものとする。
- 6 総務課長は、公安委員会に対する前項の報告に際しては、本部長の指揮を受けて、苦情の申出に対する通知書（別記様式第2）に必要とされる通知文案の作成を行うなどして、公安委員会において通知内容及び郵送、手渡しその他の通知方法の決定又は対応結果の通知義務解除の判断が的確に行われるよう補佐するものとする。
- 7 総務課長は、前項の規定による公安委員会の決定等に従い、申出者への通知、関係所属長への連絡その他必要とされる対応を進めるものとする。
- 8 所属長は、苦情申出書を受理した場合において、申出者から当該苦情の申出についての対応状況の問い合わせがあったときは、その経過状況等を説明するなど適切な対応を行うものとする。
- 9 所属長は、第3条第1項の規定による確認により、申し出られた苦情が他の都道府県警察（以下「他府県警察」という。）の職員に係るものであることが明らかとなった場合は、当該職

員が所属する都道府県警察を管理する公安委員会に申出をするよう教示するものとする。

10 所属長は、第3条第1項の規定による確認により、申し出られた苦情が警察法第64条第1項に規定する警察庁の警察官及び同法第61条の3第4項に規定する都道府県警察の警察官に係るものであることが明らかとなった場合は、国家公安委員会に申出をするよう教示するものとする。

11 前2項の場合において、所属長は、事前に総務課長と協議するものとする。

12 総務課長は、第9項若しくは第10項の規定により教示を行った場合又は前項の協議があった場合は、当該苦情の対応に当たる他府県警察の公安委員会又は国家公安委員会の事務を担当する所属に対し、当該苦情の申出があった旨を連絡するものとする。

(警察法に規定する苦情以外の苦情の受理及び対応)

第5条 所属長は、公安委員会を名あて人とする警察法に規定する苦情以外の苦情の申出があった場合は、当該申出の内容を確認の上、苦情申出書等受理簿に記載してこれを受理するものとする。

2 所属長は、前項の苦情を受理した場合において、その内容に緊急性があると認めるときは速やかに、それ以外のものは遅滞なく総務課長と協議の上、総務課長に苦情申出書等受理簿の副本及び当該苦情の内容を明らかにする書面（正本又は副本）を送付するとともに、事実関係の調査その他必要とされる対応を行い、その状況等を総務課長に逐次連絡するものとする。

3 所属長は、警察法に規定する苦情以外の苦情の申出があった場合において、当該苦情の申出に係る内容が他の規程により報告の対象とされているものであるときは、他の規程に基づく報告を徹底するものとする。

4 総務課長は、第2項の規定による協議があった場合又は自らが第1項の苦情を受理した場合は、本部長の指揮の下、その内容から必要と認められる所属長と協議の上、必要な対応が行われるようにするものとする。

5 総務課長は、公安委員会を名あて人とする警察法に規定する苦情以外の苦情についても、その受理及び対応に係る事務の集約に当たるとともに、本部長の命を受け、公安委員会の指示を体した報告が行われるよう補佐するものとする。

6 総務課長は、公安委員会に対する前項の報告に際しては、本部長の指揮の下、公安委員会から苦情の申出者に対して、文書その他適当と認められる方法により行われる通知について補佐するものとする。

7 総務課長は、本部長の指揮の下、前項の通知、関係所属長への連絡その他必要とされる対応を進めるものとする。

8 所属長は、第2項及び第4項に規定する対応の状況等に関して申出者から問い合わせがあった場合は、経過状況を説明するなどして対応するものとする。

9 所属長は、第1項の規定による確認により、申し出られた苦情が他府県警察に係るものであることが明らかとなった場合は、当該都道府県警察を管理する公安委員会に申出をするよう教示するものとする。

10 前項の場合において、所属長は、事前に総務課長と協議するものとする。

11 総務課長は、第9項の規定により教示を行った場合又は前項の協議があった場合は、当該苦情の対応に当たる他府県警察の公安委員会の事務を担当する所属に対し、当該苦情の申出があった旨を連絡するものとする。

（要望、意見等の受理及び対応）

第6条 所属長は、公安委員会を名あて人とする要望、意見等の申出が行われた場合は、前条の規定に準じて受理及び対応を行うものとする。

（府の休日、夜間等における対応）

第7条 公安委員会を名あて人とする警察法に規定する苦情又は警察法に規定する苦情以外の苦情の申出の受理は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）第3条第2項本文に規定する職員の勤務時間（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）において行うのが原則であるが、当該勤務時間以外の時間（以下「当番等時間」という。）にそれらの申出が行われた場合で、特にそれを受け付ける必要があると認めるときは、警察本部の当直長（当直及び当番に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号。以下「当直等訓令」という。）第5条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては総務課長に、警察署の当番責任者（当直等訓令第17条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては警察署長に報告の上、苦情申出書の受付その他必要とされる対応を行うものとする。

2 当直長及び当番責任者は、当番等時間に公安委員会を名あて人とする要望、意見等の申出が行われた場合は、前項の規定に準じて要望、意見等の受付その他必要とされる対応を行うものとする。

（細部事項）

第8条 警察法に規定する苦情等に係る解釈基準等については、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

別記
様式第1（第3条―第6条関係）

苦情申出書等受理簿

受 理	年月日	年 月 日	所 属		受理者		受理番号	
	公安委員会補佐室受理年月日		年 月 日		受理者		受理番号	
種 別	☐ 警察法に規定する苦情 ☐ 警察法に規定する苦情以外の苦情 ☐ 要望、意見等			部門別	☐ 総警務部 ☐ 生安部 ☐ 地域部 ☐ 刑事部 ☐ 交通部 ☐ 警備部 ☐ 警察学校 ☐ 他官庁（ ） ☐ その他			
	申出の方法							
申 出 者	住 所	〒						
	(ふりがな) 氏 名							
	生年月日	(歳)			性 別	男 ・ 女		
	職 業				電話番号			
件 名								
要 旨								
	摘 要							

注 申出者から提出された苦情申出書を添付すること。

様式第 2（第 4 条関係）

京都府公安委員会通知第 号

苦情の申出に対する通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けの文書（申出者： ）により苦情の申出をされた件
に対する調査等の結果を、下記のとおり通知します。
記

年 月 日

京都府公安委員会 印